

旅館業の構造設備基準

項目	業種	法律（法）、施行令（令）、施行規則（規）、県条例（条）	
客室	旅館・ホテル	令1①(1)	1客室の床面積は、7m ² (寝台を置く客室にあつては、9m ²)以上であること。
	簡易宿所	令1②(1)	客室の延床面積は、33m ² （宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
		令1②(2)	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
玄関帳場	旅館・ホテル	令1①(2)	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合するものを有すること。
		規4の3(1)	・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
		規4の3(2)	・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。
		条2①(1)	次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)が設けられていること。 ・事務を行うのに適した広さを有すること。 ・玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)の全てが必ず通過する場所に設けられていること。 ・宿泊者等と直接面接できる構造であること。
	簡易宿所	条2②	ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。 ・玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
		条2④(2),(3)	別表に掲げる地域内においては、次のとおりとする。 ・宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。 ・ロビー又は玄関広場が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。
		条2③(1)	施設の規模に応じた玄関帳場等が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。 ・玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
		条2④(2),(3)	別表に掲げる地域内においては、次のとおりとする。 ・宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。 ・ロビー又は玄関広場が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。
換気、採光、照明、防湿、排水	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿	令1①(3) 令1②(3) 令1③(1)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

入浴設備	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿	令 1 ①(4) 令 1 ②(4) 令 1 ③(2)	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、 <u>宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</u>
		条 2 ①(2) 条 2 ③(2) 条 2 ⑤(2)	共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。 ・男子用及び女子用の区分があること。(旅館・ホテルのみ) ・外部から見通されない構造であること。 ・男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。 ・男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。(旅館・ホテルのみ)
		条 2 ④(4)	別表に掲げる地域内においては、次のとおりとする。(下宿を除く) ・浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。
洗面設備	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿	令 1 ①(5) 令 1 ②(5) 令 1 ③(3)	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
		条 2 ①(3) 条 2 ③(2) 条 2 ⑤(2)	共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。
便所	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿	令 1 ①(6) 令 1 ②(6) 令 1 ③(4)	適当な数の便所を有すること。
寝具類	旅館・ホテル 簡易宿所	条 2 ①(4) 条 2 ③(2)	寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を有すること。
	下宿	条 2 ⑤(1)	寝具類は、適当な数を有すること。
その他	旅館・ホテル	令 1 ①(7)	法 3 ③各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
	旅館・ホテル 簡易宿所	条 2 ④(1),(5)	別表に掲げる地域内においては、次のとおりとする。 ・施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。 ・動力により振動し、又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が1㎡以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1㎡以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

※旅館業法施行規則第5条第1項、第2項関係

下線部、二重下線部の基準は、次に掲げる施設には適用しない。

- 1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

また、二重下線部の基準は、次に掲げる施設には適用しない。

- 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

※旅館業法施行規則第5条第3項関係

旅館・ホテル、簡易宿所のうち、上の1～3に掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって波線部の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。

※奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例第2条第6項関係

季節的状況、地理的状況その他特別の事情により条例第2条に規定する構造設備の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

※別表

1. 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200m以内の区域
 - ア 官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校
 - ウ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - エ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - オ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - カ 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - キ 社会教育法第5章(第42条を除く。)に規定する公民館
 - ク 社会福祉法第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された隣保館
 - ケ 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - コ 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
2. 都市計画法第2章の規定により定められている商業地域(風致地区を除く。)を除く県の全域

【公的施設の清純な環境の保持に関する規制】

●旅館業施設の設置場所が、次に掲げる公的施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、清純な環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、旅館業営業許可申請を受けた保健所が当該公的施設の設置者に意見聴取します。

- 1 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)
- 3 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして県条例で定めるもの(次に掲げるもの)
 - (1) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (2) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
 - (3) 社会教育法第5章(第42条を除く。)に規定する公民館
 - (4) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (6) 前各号に掲げる施設以外の施設で、知事が指定するもの

●この意見聴取等の結果、公的施設の清純な環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、不許可となることがあります。また、許可される場合においても、条件が附されることがあります。